

## 令和4年度 茨城県第4採択地区第2回教科用図書選定協議会議事録

- 1 日 時 令和4年7月5日(火) 午前9時57分
- 2 会 場 コミュニティセンター城里 3階 大会議室
- 3 内 容

〈事務局〉

定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、要項に従いまして進めさせていただきます。

なお、茨城町教育委員会の矢口教育長が欠席ということで、委任状をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、本日の進め方について確認させていただきます。

はじめに、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（特別支援学級教科用図書）の審議を行います。その後、資料等の公開の対応について協議していただき、最後に諸連絡を行います。

それでは、「開会のことば」を本選定協議会副会長笠間市教育委員会教育長小沼公道様お願いいたします。

〈笠間市教育委員会 小沼教育長〉

～開会のことば～

〈事務局〉

ありがとうございました。

つづきまして、「教科用図書選定協議会会長あいさつ」 高岡 秀夫 会長お願いいたします。

〈会長〉

それでは、皆さん改めまして、おはようございます。7月ということでお忙しい時期を迎えているなか、ご参集いただきありがとうございます。先週は猛暑が続き酷暑という状況でした。今週は暑さが一段落したと思ったところ、今度は台風ということだそうです。そのなかで今朝のニュースでもやりましたが、BA5という新しい型の感染が増えているという状況ですが、おかげさまで我々、笠間市さん、小美玉市さん、茨城町さん、大洗町さん2名から1名の感染者でとどまっていることは幸いです。気を緩めずに無事に夏休みを迎えることができればと思います。

調査部会は6月17日に一回目ということで、委嘱状交付を兼ねて調査員の皆様にお集まりいただいたんですけども、調査員の皆様のご尽力で一日で終了することができましたので、本当に感謝申し上げます。今日は皆様の慎重審議、ご協力いただければと思います。

よろしく申し上げます。

〈事務局〉

ありがとうございました。

それでは 採択についての審議・議決に移ります。

採択についての審議については、本選定協議会規約第9条によりまして、議事の進行は会長が行うこととなっております。高岡会長、よろしくお願いいたします。

〈会長〉

それでは早速ですけれども、議事に入ります。今年度は特別支援教育教科用図書の採択について審議及び議決していきます。

議決までの流れですが、調査部会からの報告、調査部会への質疑、審議・議決、最後に採択理由書の検討のように進めてまいります。

それでは、はじめに(特別支援教育)調査部会からの報告をいただきます。

事務局で調査報告書を配付いたします。

## 調査報告書配布

### 特別支援調査部長入室

〈会長〉

それでは、特別支援教育調査部長より調査報告をお願いします。

〈特別支援調査部長〉

それでは、令和5年度使用の小中学校特別支援学級知的障害者用教科用図書の第4採択地区の特別支援教育調査部会からの報告をいたします。

A3判の調査報告書をもとに主に変更図書を中心に説明いたします。よろしくお願いたします。

報告に入る前に、いくつか確認させていただきます。この特別支援学級教科用図書は、毎年選定を実施することとなっています。根拠となるのは、「学校教育法附則第9条」と「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び「その施行令」となります。

そして、特別支援学級で使用する教科用図書は、市町村教育委員会で種目ごとに複数採択します。

それから、種目毎にとありますが、種目とは、教科用図書の教科ごとに分類された単位のことで、実際のところは教科のことになります。

また、検定教科書及び☆本と呼ばれる文科省著作の教科書の採択期間は、特別に事情がない限り4年となっております。今回の場合は小学校用教科書は令和2年度から、中学校用教科書は令和3年度から採択されていますので、令和5年度に関しては、令和4年度と同じものを選定することを基本とします。

☆本と呼ばれているものは、こちらなのですが、教科書に☆マークがついておりまして、特別支援学校用のものです。この星の数によって学年が決められており、☆ひとつが小学校一年生、☆ふたつが小学校2年生、☆4つからが中学校用ということで、☆本が文科省著作でできあがっております。

この☆本や教科書以外に特別支援の方では一般図書が採択されておりますので、この一般図書を毎年選定するということになります。

では、小学校の調査結果報告書をご覧ください。具体的に入る前に国語のA型、国語

のB型と入っているかと思いますが、確認させていただきますと、A型は障害の程度が比較的軽い児童生徒を対象としています。B型は障害の程度が比較的重い児童生徒を対象とするということで分けております。

A型は基本的に検定教科書当該学年用及び検定教科書下学年用を使うことを基本としています。

B型に関しては、重度なので☆本及び一般図書から主に選定をしていますが、教科の特性や状況により検定教科書を選定する場合があります。

今回の選定にあたりましては、検定教科書及び☆本に関しては、特別に事情がない限り、変更なしとしています。

一般図書に関しましては、昨年度選定したものをもとに、児童生徒の障害の程度や実態に合っているものであるかや普通学級との交流になどの点に考慮し、十分調査をして、特に問題がなければ、これまでの継続の状況を考慮し、変更せずに選定いたしました。

しかしながら、一般図書のなかに、絶版になってしまったり、在庫がなかったりして、令和5年度の供給が不可能なものが出ていますので、それに関しては、別な一般図書を調査し選定いたしました。

そちらの方を具体的にご紹介致します。

それでは、具体的に変更点を中心に報告いたします。

小学校の調査書をご覧になっていると思いますが、小学校に関しましては、理科以外の教科については令和4年度の図書が変更無く選定しております。

理科についてのみ、選定し直した使用教科書がありますので、調査報告書の2ページをご覧ください。

2ページの理科のB型の一番上の3年とありますが、「こどものずかん MiO<sup>®</sup>きせつとしぜん」をこちらを新しく選定いたしました。令和4年度まで使用しているものが学研プラスの「ふしぎ・びっくり！子ども図鑑きせつ」が絶版となりましたので、ひかりのくに株式会社のものを選定しました。季節の植物や生き物のイラストや写真が多く、子どもたちの興味が比較的高まりやすいのではないかと考え、選定させていただきます。

小学校教科用図書についての報告は、以上となります。

続きまして、中学校教科用図書について報告いたします。

中学校の報告書をご覧ください。

中学校に関しては、社会の地理的分野と職業・家庭以外の教科は、令和4年度から変更しておりません。

では、変更したものだけご紹介します。

まず、社会の地理的分野のB型の一般図書の二つ目、「いちばんわかりやすい小学生のための学習日本地図帳」、これが成美堂出版のものになります。こちらになります。これも今年度まで使用している「読んで見て楽しむ日本地図帳増補改訂版」、学研プラスのものになりますが、絶版となりましたので、それに代わり選定しました。

続きまして、職業・家庭、一番最後のページになります。下から4番目の中学3年生が使用する「あたらしいほうりつの本2018年改訂版」を選定しております。これは全国手をつなぐ育成会連合会の編纂資料でございます。これも今年度まで使っています同じタイトルですが、「あたらしいほうりつの本2014年版」が絶版となりましたので、これに代わって選定いたしました。この本の特徴としましては、福祉サービスや医療など障害のある人の暮らしを支える制度やそれらの法令がコンパクトに分かりやすく解説されており、生徒の実態に即して学習しやすいものであると考えられます。

中学校教科用図書についての報告は、以上となります。

最後になりますが、この場を借りまして、ここにはいないですが調査部員の皆様、忙しい中協力して滞りなく調査を実施していただきました。誠に感謝の限りでございました。

また、ここには一部しかありませんが、ここにあるすごい数の一般図書を事務局の皆様が図書館から借りてこられ、在庫や絶版等の情報を事前に調査いただいたのも大変だったかと存じます。スムーズに選定ができました。本当にありがとうございました。

以上で、令和5年度使用小中学校特別支援学級知的障害者用図書の第4採択地区調査部会の報告を終わります。

ご検討をよろしくお願いいたします。

〈会長〉

具体的かつ丁寧な説明ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。質問があればお願いします。

〈委員〉

特に変更がなかった小中併せてなんですけど教科書・教科用図書について、何か利点について話し合われたのでしょうか。

〈調査部長〉

全部一冊一冊、子どもの実態とか使いやすさとか、普通学級との交流が可能かを考慮に入れて一冊一冊調べさせていただきました。

〈委員〉

基本的なスタンスとしては、絶版となったものを変更するという考え方ということですね。

〈調査部長〉

そのようになります。

〈会長〉

他にご質問はありますか。他にないようですので、それでは調査部長さんには、短期間での調査・研究、誠にありがとうございました。

**特別支援教育調査部長退室**

〈会長〉

それでは、ただいまより審議いたします。

はじめに、委員の中で、意見のある方、挙手願います。

小沼教育長さんが確認いただいたように絶版のもの、他もひとつひとつ協議したんですけど、絶版のものを中心に変わっていた印象になります。

よろしいでしょうか。異議はございませんでしょうか。

〈委員〉

絶版ということは、来年も必ず、絶版のものがあるのでしょうか。今年絶版が二つですけども、今後毎回絶版のもの、絶版のものってなっていくのか。また、子どもたちが本がコロコロ変わるのはいかがなものでしょうか。

いいものであれば、どんどん変えた方がいいのでしょうか。絶版だから新しいって話なら、絶版じゃないものをどのくらい期間があるか分からないですけど、先に選んだ方がいいのでしょうか、去年大洗が選んでしまったのでなんともいえませんが。

〈会長〉

私も何年かこの会に参加させてもらっていますが、絶版のものって購入できるのでしょうか。

〈事務局〉

基本的に供給できないと出版社の方から回答を得ています。

〈会長〉

そうならばある程度致し方ないし、そのためにそれに類似したものを選んでいただいてるのでしょうか。よろしいですか。

〈委員〉

大丈夫です。

〈会長〉

それでは、調査部長の報告のとおり決定することに異議はございませんか。なければ、報告のとおり決定いたします。

〈委員〉

異議なし。

〈会長〉

それでは、報告のとおり決定いたします。

次に、「採択理由書」について、これより検討してまいります。

事務局で配付をお願いします。

### 採択理由書（案）配布

〈会長〉

すべて行き渡ったかとおもいます。

こちらは、調査報告書をもとに事前に案を作成をしたものであります。

この「採択理由書」について、少し時間をとりますので、読んでいただいて、何かご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

誤字脱字等も含めて何かございましたら。

〈委員〉

4番の(1)から(8)は、毎回この順番なんですか。5教科を上を持っていったほうがいいのかなど。急に音楽が来て書写が来てって話よりは、1番国語・算数・数学であれば、次3番の書写を入れて、6番7番を上を上げて、技能教科を集めてと思ったのですが。急に音楽って、順番に重要度か何かあうのでしょうか。皆様がよろしければ、全然これでかまわないんですが。

〈会長〉

いかがですか。

〈委員〉

昨年度もこの形ですよ。

〈会長〉

昨年度も同様でしたので、(案)のとおり決定でよろしいでしょうか。

〈委員〉

異議なし。

〈会長〉

それでは、採択の理由はこれで決定いたします。それでは、(案)をお消してください。

次に、小学校用教科用図書及び中学校用教科用図書について確認をさせていただきます。

#### 小学校・中学校教科用図書選定結果(案)を配付

〈会長〉

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同施行令により、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、特に事情がない限り4年となっております。

小学校用教科用図書は令和2年度から、中学校用教科用図書は令和3年度から採択されておりますので、現時点では特段の事情がないと思われまますので、令和5年度は今年度と同じものを採択することとなります。何かご質問はありますか。

〈委員〉

異議なし

〈会長〉

よろしいでしょうか。それでは、(案)をお消してください。続いて、採択結果及び理由等の公表について審議いたします。事務局より説明をいたします。

〈事務局〉

公表について、規約の「第5章 議事録及び資料の公表」をご覧ください。

## 第5章 議事録及び資料の公表

(情報開示)

- 第14条 協議会に関する事項については、求めに応じて情報を開示する。ただし、採択期間中は、静ひつな環境を維持するため開示しない。
- 2 情報開示の手順については、協議会事務局の市町の規定によって行うものとする。
  - 3 情報開示の事項については、次の各号に掲げるものとする。
    - 一 教科用図書選定協議会要項（規約を含む）
    - 二 教科用図書選定協議会委員名簿
    - 三 教科用図書選定協議会調査委員名簿
  - 4 前項3に規定する事項以外の開示請求又は開示内容に関する不服申し立て等があった場合は、速やかに会長に連絡し対応を図る。

(公表)

- 第15条 当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由、第12条の第2項の資料、協議会の会議の議事録については、関係教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

情報開示については14条のとおりでございます。

公表に関しては、15条に述べられているように、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由、第12条の第2項の資料(調査報告書)、協議会の会議の議事録となります。

この公表については、「当該教科用図書の種類」「当該教科用図書を採択した理由」はデータで各教育委員会に送付し、Web上にアップ、「調査報告書」、「議事録」は事務局である城里町教育委員会でアップします。

また、「議事録」に関しては城里町で取りまとめた後、各教育委員会に確認をしていただき、公開したいと考えております。そのため、規約には「速やかに」とありますが「当該教科用図書の種類」等のアップより、遅くなることと思っておりますのでご了承いただけましたら幸いです。

以上です。審議のほどよろしくお願いいたします。

〈会長〉

事務局より、公開についての説明がありました。教科用図書の種類については各教育委員会でアップする。そして、資料、協議会の議事録については、事務局

である城里町でアップするという事です。そのようなことでよろしいでしょうか。

〈委員〉  
異議なし

〈会長〉  
異議がないようですので、第4採択地区の公表は、そのようにいたします。ありがとうございます。

〈会長〉  
続きまして、その他としまして、令和5年度負担金についてです。

前回から持ち越しとなった、質問のあった令和5年度選定協議会負担金について、ただいまより説明資料を配付します。

### 負担金資料配布

〈会長〉  
ご意見頂戴する前に、私の方から若干の説明をします。

平成27年度までは、笠間市・小美玉市の2市が各45,000円 茨城町・大洗町・城里町の3町が各30,000円で、合計が180,000円となっております。

平成28年度から令和4年度までの7年間、笠間市・小美玉市の2市が63,000円、町42,000円で推移しております。合計で252,000円です。ご承知のように令和元年度、3年前に大改訂の際に50万円ほど支出しております。学校数の導入という案もありますが、統廃合によって不公平感が否めないと思います。学校数以外に児童生徒数でその都度計算式にあてはめて、算出するという変動相場制を導入しても、大した差はないということでございます。毎年総児童生徒数を調べてというのは、事務局職員の手間を増やすだけで、働き方改革に逆行するのではないかと思います。そういうわけで、令和4年度から令和7年度までの4年間、令和5年度の小学校、次に控えます中学校の改訂で大きな出費があったとしても、令和8年度に笠間市に引き継ぐときに、大洗町から引き継いだ額とほぼ同額の100万円を引き継げるとは思います。いかがでしょうか。

こちらの案(2市各45,000円、3町各30,000円)についてご質問・ご意見のある方は挙手をお願いします。  
よろしいでしょうか。

〈委員〉  
全然いいと思うんですが、令和8年度までこの金額で、令和9年度からやっけないぞということによって上がるって可能性もあるってことですか。

〈会長〉  
以前他の委員が言われたとおり、きちんとした説明ができれば、上げることもやぶさかではないということなので、そのとき協議することによろしいでしょうか。



〈委員〉

問題ないです。急に上げたら予算措置等の説明しなければならないので、これはすごくありがたいです。

〈会長〉

異議はございませんか。

〈委員〉

異議なし。

〈会長〉

それでは、報告のとおり決定致します。

以上で全ての審議を終了いたします。その他、何かありますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、以上で議事を終了いたします。

〈事務局〉

高岡会長ありがとうございました。

それでは、事務局より要項にございます今後の予定について説明いたします。

〈事務局〉

各市町の教育長様には、本日の結果を、各市町教育委員会へご報告をお願いいたします。

今回、選定されました教科用図書一覧表の電子データを、作成後に各市町の事務局様に電子メールで送信いたします。

議決内容につきましては、7月26日(火)までに、各市町教育委員会から議決をいただきますようお願い申し上げます。なお、議決が済みましたら、採択教科用図書一覧表を事務担当者にお渡しいただきたいと存じます。

各市町の議決の報告でございますが、同じく26日(火)までに、文書で報告願います。なお、文書による報告が遅れる場合は、城里町教育委員会学校教育グループ宛に、議決した旨、FAXにて連絡をいただければ幸いに存じます。

最後に本日の資料ですが、教育長様のみ各市町教育委員会保管用として、お帰りの際にお渡しいたします。

〈事務局〉

それでは、「閉会のことば」を、本選定協議会の副会長小美玉市教育委員会教育長羽鳥 文雄様お願いいたします。

〈小美玉市教育委員会 羽鳥教育長〉

～閉会のことば～

〈事務局〉

ありがとうございました。

午前10時40分閉会